

『医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金支給事業』のご案内

物価高騰の影響を受けている医療機関や介護・障がい施設などの負担軽減を図るため、光熱費及び食材料費高騰分に対し支援金を支給します。

支援金額

1 物価高騰支援金（光熱費）

・病院	29,000円×病床数
・有床診療所（医科・歯科）	360,000円
・無床診療所（医科・歯科）	92,000円
・薬局、訪問看護事業所、助産所、施術所	46,000円
・居宅サービス（訪問系、相談系）	52,000円
・通所サービス、日中活動系サービス	12,000円×定員数
・入所、居住系サービス	21,000円×定員数

2 食材料費支援金

・病院、有床診療所	20,000円×病床数（休床を除く）
・通所サービス、日中活動系サービス	6,000円×定員数
・入所、居住系サービス	18,000円×定員数

支給対象者

- ・保険医療機関（病院、有床・無床診療所）、保険薬局、指定訪問看護事業所、助産所、施術所
 - ・道内の指定介護サービス事業所、軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム
 - ・※一部の介護保険施設等の食材料費は「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の補助金で別途対応
 - ・道内の指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、障害者支援施設、障害児入所施設、指定一般・特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業
- ※詳細は、「医療・介護・障がい施設等物価高騰及び食材料費支援金の対象施設」を確認願います。

支給要件

- ・基準日（令和8年1月1日）現在において、保険医療機関（指定を受けている介護保険（障害福祉）サービス事業所等）であり、開設していること。
- ・申請日時点において、廃止・休止していないこと。
- ・食材料費支援金については、基準日時点において、患者及び利用者へ食事提供を行っていること。
また、病院・有床診療所においては、休床の届出をしている病床や入院患者の受入れをしていない病床を除くこと。
- ・施術所については、令和8年1月1日現在において、北海道厚生局に「療養費の受領委任の取扱いに係る申出書」又は「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出」を届出し、受理されていること。
また、同一住所で施術所を複数開設している場合の支給額は、46,000円となります。

申請について

【委託先】

申請及び支払いに関する業務を北海道国民健康保険団体連合会に委託しております。

【申請書の送付について】

支給対象施設に対し、交付申請書を直送します。発送予定日：4月10日

【申請書の提出について】

交付申請書が届きましたら、内容確認の上、同封の返信用封筒を使用し、北海道国民健康保険団体連合会あて郵送してください。

【申請受付期間】

令和8年4月13日（月）から6月30日（火）まで

支援金の支払いについて

- ①交付申請書が4月30日（木）までに到着したもの・・・令和8年5月28日（木）振込予定
- ②交付申請書が5月1日（金）～6月30日（火）までに到着したもの
・・・令和8年7月24日（金）振込予定